

92 高等試験手続制定

〔明治二十年十二月〕

十二月廿六日

高等試験手続ヲ定ム

文官試験局達

高等試験手続左ノ通相定 二十年十二月廿六日

高等試験手続

第一条 文官試験試補及見習規則第十八条ノ試験願書ハ書式ニ從ヒ試験期日二十日前マテニ差出スヘシ其履歴書ニハ生年月日住所ノ移動学事及職業ノ経歴賞罰身代限ノ有無等ヲ詳記シ品行ニ関スル証書アラハ其写ヲ添ヘシ

第二条 外国ノ大学校又ハ之ト同等ナル学校ノ卒業証書ヲ有シ又ハ三年以上其学科ヲ修メタル旨ヲ証明スル書類ヲ有スル者ハ内国若クハ外国ニ於テ修メタル大学予備ノ学科又ハ其他特ニ修メタル学科アルトキハ之ヲ履歴書中ニ詳記シ証書アラハ其写ヲ添ヘシ

第三条 高等中学校及高等商業学校(旧東京商業学校)ノ卒業証書ヲ有スル者別ニ法律政治又ハ理財ノ学科ヲ修メタルトキハ之ヲ履歴書中ニ詳記シ証書アラハ其写ヲ添ヘシ

第四条 五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者法律政治又ハ理財ノ

学科及之ニ要スル予備ノ学科ヲ修メタルトキハ之ヲ履歴書中ニ詳記シ証書アラハ其写ヲ添ヘシ

第五条 兵役ニ関スル区戸長ノ証書ハ免役及猶予ヲ証明シタルモノタルヘシ

第六条 試験出願者文官試験局ニ於テ定メタル日時ニ出席セサルトキハ当期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七条 受験人多クシテ同日ニ試験ヲ施行スル能ハサルトキハ試験委員ニ於テ試験期日ヲ異ニスルコトヲ得ヘシ

第八条 高等試験ノ科目ハ文官試験局長官各官庁ノ須要ニ從ヒ所定ノ科目中ヨリ之ヲ定メテ公告スルモノトス

第九条 試験委員ハ受持試験ノ三日前ニ筆記試験問題ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

第十条 試験ハ午前九時ニ始リ正午ニ終ル試験室ハ九時十分前ニ開キ九時ニ閉ツルモノトス但口述試験ハ午後二互ルコトアルヘシ

第十一条 文官試験局ハ受験人名簿ヲ調製シ各受験人ノ番号ヲ定メテ記入シ之ヲ受験人ニ通知スルモノトス

第十二条 試験委員ハ筆記試験ノ終リタル後二週間以内ニ答弁書ヲ添ヘテ試験成績ノ報告ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

第十三条 試験委員ハ口述試験ヲ終リタル後三日以内ニ試験成績ノ報告ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

第十四条 各科目ノ点数ハ一百ヲ以テ満点トシ各科目ノ点数ヲ通計シ得ル所ノ和ヲ科目ノ数ヲ以テ除シ得タルモノヲ平均点数トス平均点数ハ六十點ヲ以テ最下限トス但一科目ノ

(注記3)(注記2)

(注記1)

何々

職業

- 一何年何月何地官公私立何学校何科教員トナリ教授ニ従事シ何年何月解職其間何々ヲ兼勤シ何々ノ事務ニ従事ス以上ノ辞令左ノ如シ

此所ニ辞令ノ全文ヲ各通トモ掲クヘシ又私立学校等ニテ辞令ナキモノハ其俸給等ヲ本文ニ記スヘシ

- 一何年何月何官庁ニ於テ何々拜命何年何月マテ何々ノ事務ニ従事シ何年何月辞職以上ノ辞令左ノ如シ

辞令ノ全文ヲ掲クヘシ

- 一何年何月ヨリ何地何会社ニ傭ハレ(給料何円)何々ノ業務ニ従事シ何年何月ニ至テ解傭其間給料ノ増減

- 一何年何月ヨリ何年何月マテ何業ニ従事ス

- 一何年何月ヨリ何々ノ著訳ニ従事シ何年何月ニ至ル其著訳スル所ノ書名左ノ如シ

著訳書名ヲ掲クヘシ

賞罰

- 一何年何月何地ニ於テ何々事由ノタメ賞ヲ受ク其辞令左ノ如シ

辞令全文ヲ掲ケ辞令ナキモノハ本文中ニ受賞ノ事由ヲ記スヘシ

- 一何年何月何地ニ於テ何々事由ノタメ罰ヲ受ク

辞令アルモノハ各其全文ヲ掲ケ辞令ナキモノハ本文中ニ其事由ヲ記シ又裁判所ノ宣告書ハ其要ヲ記スヘシ総

テ罰ハ其受罰ノ日数過料罰金ノ額等ヲ記スヘシ

身代限ノ有無

- 一何年何月何地ニ於テ身代限ノ処分ヲ受ク(身代限ノ処分ヲ受ケタルコトナシ)

右ノ処分ニ付裁判所ノ申渡ヲ記スヘシ

右

年月日

姓名印

履歴書ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記スヘシ

(注記1)

〔校正・^(北)謄写・^(目)〕

(注記2)

〔十九〕(簿冊内件名番号)

(注記3)

〔明治二十年〕

〔公文類聚 第十一編 明治二十年 第五卷〕 2A, 11, 292